

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

平成30年12月27日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年12月27日（木）

午後1時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第14号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

3 議 事

議案第77号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を
改正する規則

議案第78号 平成31年度全国学力・学習状況調査について

4 そ の 他

第2次生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」の策定について（中間報告）

5 閉 会

報告第14号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

平成30年12月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

平成30年12月11日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別 紙

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|-----------|------------|
| 17 国庫支出金 | | 14,281,240 | △ 109,959 | 14,171,281 |
| | 1 国庫負担金 | 13,437,341 | △ 106,274 | 13,331,067 |
| | 2 国庫補助金 | 840,390 | △ 3,685 | 836,705 |
| 歳入合計 | | 14,986,111 | △ 109,959 | 14,876,152 |

歳出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|------------|-----------|------------|
| 10 教育費 | | 97,338,036 | △ 582,232 | 96,755,804 |
| | 2 小学校費 | 41,496,524 | △ 87,177 | 41,409,347 |
| | 3 中学校費 | 26,290,872 | △ 495,055 | 25,795,817 |
| 歳出合計 | | 97,338,036 | △ 582,232 | 96,755,804 |

《参考》他局所管歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------|-----------|-----------|-----------|
| 24 市債 | | 8,884,400 | △ 405,500 | 8,478,900 |
| | 1 市債 | 8,884,400 | △ 405,500 | 8,478,900 |
| 他局所管歳入合計 | | 9,352,038 | △ 405,500 | 8,946,538 |

第2表

継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 補正前 | | | 補正後 | | |
|--------|--------|---------------------------------|-----------|-----|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | | 総 額 | 年 度 | 年 割 額 | 総 額 | 年 度 | 年 割 額 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 仲 町 小 学 校 校 舎 増 築 事 業 | 1,328,049 | 28 | 136,539 | 1,328,049 | 28 | 136,539 |
| | | | | 29 | 432,846 | | 29 | 432,846 |
| | | | | 30 | 758,664 | | 30 | 654,300 |
| | | | | 31 | — | | 31 | 104,364 |
| | 3 中学校費 | 新 設 美 園 地 区 中 学 校 整 備 事 業 | 5,329,520 | 29 | 2,277,860 | 5,329,520 | 29 | 2,277,860 |
| | | | | 30 | 3,051,660 | | 30 | 2,527,500 |
| 31 | | | | — | 31 | | 524,160 | |

第3表

繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|--------|---------|------------|---------|
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | 就学事務事業 | 4,075 |
| | | 特別支援教育推進事業 | 999 |
| | 2 小学校費 | 小学校管理運営事業 | 6,636 |
| | | 小学校営繕事業 | 6,287 |
| | | 小学校校舎増改築事業 | 11,201 |
| | 3 中学校費 | 中学校管理運営事業 | 197,389 |
| | | 中学校新設校建設事業 | 498,442 |
| | 7 保健体育費 | 学校給食管理運営事業 | 20,643 |
| | | 学校保健事業 | 5,394 |

第4表

債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------|----------------------|-------|
| 美園南中学校生徒バス送迎業務 | 平成30年度から 平成31年度まで | 5,395 |
| 美園小学校仮設校舎賃借料（延長分） | 平成30年度から 平成31年度まで | 1,685 |

補正予算説明書

歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(単位 千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 説 明 |
|------------|------------|-----------|------------|---|
| 17 国庫支出金 | | △ 109,959 | △ 109,959 | |
| 1 国庫負担金 | 13,437,341 | △ 106,274 | 13,331,067 | |
| 4 教育費国庫負担金 | 13,437,341 | △ 106,274 | 13,331,067 | 1 小学校校舎新增改築負担金 △ 11,628 2 中学校校舎新增改築負担金 △ 76,376 3 屋内運動場新增改築負担金 △ 18,270 |
| 2 国庫補助金 | 840,390 | △ 3,685 | 836,705 | |
| 6 教育費国庫補助金 | 840,390 | △ 3,685 | 836,705 | 1 武道場補助金 △ 1,853 2 中学校プール新增改築費交付金 △ 1,832 |
| 歳 入 合 計 | 14,986,111 | △ 109,959 | 14,876,152 | |

2 歳出

(単位 千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 説 明 |
|---------|------------|-----------|------------|-----------|----------|--|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 10 教育費 | 97,338,036 | △ 582,232 | 96,755,804 | △ 515,459 | △ 3,283 | |
| 2 小学校費 | 41,496,524 | △ 87,177 | 41,409,347 | △ 82,828 | △ 4,349 | |
| 4 学校建設費 | 6,328,717 | △ 87,177 | 6,241,540 | △ 82,828 | △ 4,349 | 1 小学校営繕事業 6,287 2 小学校校舎増改築事業 △ 93,464 |
| 3 中学校費 | 26,290,872 | △ 495,055 | 25,795,817 | △ 432,631 | 1,066 | |
| 2 学校管理費 | 2,415,204 | 1,066 | 2,416,270 | 0 | 1,066 | 1 中学校管理運営事業 1,066 |
| 4 学校建設費 | 4,456,536 | △ 496,121 | 3,960,415 | △ 432,631 | △ 63,490 | 1 中学校新設校建設事業 △ 496,121 |
| 歳 出 合 計 | 97,338,036 | △ 582,232 | 96,755,804 | △ 515,459 | △ 66,773 | |

《参考》他所管歳入

(単位 千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 説 明 |
|----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 24 市債 | 8,884,400 | △ 405,500 | 8,478,900 | |
| 1 市債 | 8,884,400 | △ 405,500 | 8,478,900 | |
| 8 教育債 | 8,884,400 | △ 405,500 | 8,478,900 | 1 小学校建設事業債 △ 71,200 2 中学校建設事業債 △ 334,300 |
| 他局所管歳入合計 | 9,532,038 | △ 405,500 | 9,126,538 | |

継続費補正に関する調書

変更

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 全 体 計 画 | | | | | 平成28年度末までの支出額 | 平成29年度末までの支出額 | 平成30年度支出予定額 | 平成30年度末までの支出額 | 平成31年度以降支出す予定額 | 継続費の総額に対する率 | | |
|--------|--------|---------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------------|---------------|-------------|---------------|----------------|-------------|--------|-----|
| | | | 年度 | 年 割 額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 特 定 財 源 | | | | | | | | 一般財源 | |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | | | | | | | | その他 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 仲町小学校校舎増築事業 | 28 | 補正前 | 136,539 | 12,491 | 123,900 | 0 | 148 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | | |
| | | | | 補正後 | 136,539 | 12,491 | 123,900 | 0 | 148 | 0 | 0 | 0.0% | | | |
| | | | 29 | 補正前 | 432,846 | 76,834 | 299,300 | 0 | 56,712 | 214,105 | 214,105 | 16.1% | | | |
| | | | | 補正後 | 432,846 | 76,834 | 299,300 | 0 | 56,712 | 214,105 | 214,105 | 16.1% | | | |
| | | | 30 | 補正前 | 758,664 | 84,527 | 518,200 | 0 | 155,937 | 1,113,944 | 1,113,944 | 83.9% | | | |
| | | | | 補正後 | 654,300 | 72,899 | 447,000 | 0 | 134,401 | 1,009,580 | 1,009,580 | 76.0% | | | |
| | | | 31 | 補正前 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| | 補正後 | 104,364 | | 11,628 | 71,200 | 0 | 21,536 | — | — | 104,364 | 100.0% | | | | |
| | 計 | 補正前 | 1,328,049 | 173,852 | 941,400 | 0 | 212,797 | 0 | 214,105 | 1,113,944 | 1,328,049 | — | 100.0% | | |
| | | 補正後 | 1,328,049 | 173,852 | 941,400 | 0 | 212,797 | 0 | 214,105 | 1,009,580 | 1,223,685 | 104,364 | 100.0% | | |
| | 3 中学校費 | 新設美園地区中学校整備事業 | 29 | 補正前 | 2,277,860 | 321,107 | 1,541,600 | 0 | 415,153 | 966,828 | 966,828 | — | 18.1% | | |
| | | | | 補正後 | 2,277,860 | 321,107 | 1,541,600 | 0 | 415,153 | 966,828 | 966,828 | — | 18.1% | | |
| | | | 30 | 補正前 | 3,051,660 | 572,484 | 1,948,300 | 0 | 530,876 | — | 4,362,692 | 4,362,692 | — | 81.9% | |
| | | | | 補正後 | 2,527,500 | — | — | 0 | 2,527,500 | 3,838,532 | 3,838,532 | — | 72.0% | | |
| 31 | | | 補正前 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| | | | 補正後 | 524,160 | — | — | 0 | 524,160 | — | — | — | 524,160 | 100.0% | | |
| 計 | | | 補正前 | 5,329,520 | 892,271 | 3,489,900 | 0 | 947,349 | 0 | 966,828 | 4,362,692 | 5,329,520 | — | 100.0% | |
| | 補正後 | 5,329,520 | 321,107 | 1,541,600 | 0 | 3,466,813 | 0 | 966,828 | 3,838,532 | 4,805,360 | 524,160 | 100.0% | | | |

債務負担行為補正に関する調書

追 加

(単位 千円)

| 事 項 | 限度額 | 平成30年度までの支出額 | | 平成31年度以降の支出予定額 | | 左の財源内訳 | | | |
|---------------------------|-------|--------------|-----|------------------------------|------------|------------|-----|-----|------------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特定財源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | | | 国 県 支出金 | 地方債 | その他 | |
| 美園南中学校 生徒バス送迎 業務 | 5,395 | — | 0 | 平成30年度 から 平成31年度 まで | 限度額 に同じ | 0 | 0 | 0 | 全 額 |
| 美園小学校仮 設校舎賃借料 (延長分) | 1,685 | — | 0 | 平成30年度 から 平成31年度 まで | 限度額 に同じ | 0 | 0 | 0 | 全 額 |

提案理由

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、美園南中学校及び仲町小学校増築棟の建設工事において、受注者の一部構成員が倒産し、進捗に後れが生じていることから、工事にかかる継続費の変更と、既存校舎の活用による新年度対応のための校舎改修を行うとともに、物品調達に係る予算の繰越等について、市長に申出するものです。

議案第77号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成30年12月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 第1条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の120</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の9.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の125</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）</p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の9.5</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の115</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の42.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の9.0</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の120</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の42.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）</p> |

第2条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の97.5</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員 (以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。) にあつては、<u>100分の117.5</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の55</u>)</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の92.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の55</u>)</p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員 (以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。) にあつては、<u>100分の120</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の95</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の125</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

提案理由

さいたま市人事委員会勧告を受け、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条に規定する教職員の勤勉手当の成績率を変更するものです。

なお、平成30年12月期の勤勉手当の成績率にあつては、施行期日は公布の日、適用期日は平成30年12月1日、平成31年6月期以降の勤勉手当の成績率にあつては、施行期日は平成31年4月1日です。

議案第78号

平成31年度全国学力・学習状況調査について

平成31年度全国学力・学習状況調査について、別紙のとおり対応する。

平成30年12月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

平成31年度全国学力・学習状況調査へのさいたま市の対応について

I 平成31年度全国学力・学習状況調査について（悉皆調査）

1 調査の目的

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の対象

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年の全児童

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年の全生徒

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査（国語、算数）、中学校調査（国語、数学、英語）

(イ) 出題内容

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
 - ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容
- 調査問題では、上記①と②を一体的に問う

(ウ) 出題形式

- ・国語及び算数・数学は記述式
- ・英語は「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」に関する問題とし、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」は記述式、「話すこと」は口述式

イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査

(2) 学校質問紙調査

指導方法に関する取組、人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

4 調査実施日

平成31年4月18日（木）

II さいたま市の対応について

- 調査に参加する。

提案理由

文部科学省が実施する「平成31年度全国学力・学習状況調査」への、さいたま市の対応について、決定するものです。

その他

第2次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」の策定について（中間報告）

第2次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」の策定について、別紙のとおり中間報告する。

平成30年12月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

策定の趣旨

複雑で予測困難な社会においては、自分のもつ可能性を発見し、それぞれの人生を主体的に切り拓いていくことができる子どもを育てる必要がある。

目標

「自己実現を図る力」の育成



事業や取組の方針

磨く

子どもが自ら「磨く」事業や取組

子ども主体の活動の中で、子ども自身が問題に気付き、自らよりよい人間関係や環境を築きます。

子どもを「守る」事業や取組

子どもが安心して自分の力を発揮できるよう、共感的な理解に基づいて、子どもの心を守ります。

守る

子どもが自ら「磨く」事業や取組

- ・アクティブ・ラーニングの推進
- ・いじめ防止対策の推進
 - 中学校区ブロック会議の開催
 - さいたま市子ども会議の開催
 - いじめ防止シンポジウムの開催
 - いじめ撲滅強化月間の実施
- ・館岩少年自然の家を活動拠点とした自然体験活動の推進
- ・未来（みら）くる先生を活用したキャリア教育の推進
- ・未来（みら）くるワーク体験（中学生職場体験事業）
- ・学校図書館を活用した読書活動の推進
- ・「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の市立全中学校での実施
- ・保育園・幼稚園・小学校の連携
- ・博物館・美術館・科学館事業の充実
- ・チャレンジスクールの充実
- ・「人間関係プログラム」の充実
- ・「心を潤す4つの言葉」の推進
- ・学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- ・道徳教育の推進
- ・ネットトラブル等防止のための情報モラル教育の推進
- ・通級指導教室の拡充
- ・市立高等学校「特色ある学校づくり」事業
- ・「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーン



子どもを「守る」事業や取組

- ・児童生徒の心のサポート 手引き「緊急対応」「いじめに係る対応」「欠席児童生徒への対応」に基づく対応の徹底
- ・「心と生活のアンケート」の実施と結果の活用
- ・要面談児童生徒との面談の実施
- ・面談記録シートの作成・保存の徹底
- ・いじめ・長期欠席児童生徒の状況把握
- ・教育相談週間（日）の実施
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・非行防止教室の実施
- ・生徒指導教育相談研修（悉皆）の実施
- ・特別支援ネットワーク連携協議会の活用
- ・教育相談体制の充実
- ・ゲートキーパー研修の実施
- ・学校生活指導員による学校支援
- ・個別サポート指導員による相談及び個別学習指導の実施
- ・青少年健全育成地域の集いの実施
- ・親子支援プログラムの実施
- ・子育て講座事業の実施
- ・親の学習事業
- ・スクールアシスタントの配置事業



全ての事業や取組を実施する上での3つの留意点

自己存在感を
与えること

共感的な人間関係を
育成すること

自己決定の場を与え
責任ある行動を促すこと